15　施行令第二十五条の十三第四十項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収した所得税を納付する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

二　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四　その月において法第三十七条の十四第八項の規定により所得税を徴収すべき非課税口座に係る同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額の総額

五　その他参考となるべき事項

16　前項の計算書の書式は、別表第七㈡による。

17　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十五の三第十一項中「第三十七条の十四第五項第九号」を「第三十七条の十四第十一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十九項」に、「第二十三項及び第二十四項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十三項に」を「第二十八項に」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十九項」に、「第十項」を「前項」に改め、同項第三号イ中「特定累積投資勘定をいう。以下この号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法第三十七条の十四第五項第十号ロ⑵に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第五項第十号ロ⑵の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定課税未成年者口座払出依頼書」という。）の提出（同項第十号ロ⑵に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定課税未成年者口座払出依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該特定課税未成年者口座（法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座をいう。第十八条の十五の九第二項第十一号及び第十二号において同じ。）に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産の払出しを依頼する旨

四　当該払出しをしようとする金銭の額又は金銭以外の資産の価額

五　当該払出しの基因となる事由（法第三十七条の十四第五項第十号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）の詳細

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第五項第二号中「前条第十一項第二号」を「前条第十二項第二号」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第二号中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改める。

第十八条の十五の七第二項第二号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書又は書類」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項、第二十項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同条第四項中「未成年者口座非課税口座間移管依頼書」の下に「、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を加える。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第四十一項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同項第四号中「第六号イ若しくはハ」を「第六号ロ⑴若しくはハ⑴」に改め、同項第六号中「第九条の八第一項」に改め、同項第七号中「その年の施行令第二十五条の十三第三十九項に規定する」を「当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行令第二十五条の十三第五十項に規定する基準日（以下この号において「基準日」という。）の属する年の一月一日において十八歳以上である場合には、その年の」に改め、同項第九号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）」に改め、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一　その年が当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年の前年以前の各年である場合には、当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座に、その年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

十二　その年中に当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由（法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由をいう。以下この号において同じ。）が生じた場合には、その旨及び当該契約不履行等事由が生じた日並びに次に掲げる事項

イ　当該契約不履行等事由が生じたことにより、法第九条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用がなかつたものとされる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額、当該非課税口座を開設した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該非課税口座において交付を受けた所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額、当該非課税口座内上場株式等の配当等につき徴収された所得税の額、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る第十八条の十三の五第二項第十号トに規定する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額並びに当該非課税口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された同号チに規定する外国所得税の額の合計額

ロ　当該契約不履行等事由が生じた非課税口座に係る法第三十七条の十四第八項第一号に掲げる金額、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額及び同項の規定により徴収された所得税の額